女川原子プ	力発電所 2 号炉審査資料
資料番号	02-G-008 (改 1)
提出年月日	2022年3月23日

女川原子力発電所2号炉

実用発電用原子炉の設置,運転等に関する規則 第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための 業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

> 2022 年 3 月 東北電力株式会社

島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
島根原子力発電所2号炉 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に 必要な体制の整備に関する説明書	女川原子力発電所 2 号炉 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第 2 項第 11 号発電用原子炉 施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について	・発電所名の相違

島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)	佐藤の田真青年に必要な評価の発掘について、比較衣 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
	TIV.	== +\\\
	目次	・記載方針の相違
	1. はじめに	
	2. 記載方針	

島根原子力発電所 2 号炉 適合性審査 (2021 年 9 月 6 日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
設置変更許可申請書 添付書類十一の記載内容について 1. はじめに	1. はじめに	・記載表現の相違
令和2年4月1日に施行された実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下,「実用炉規則」という。)第5条第2項に,設置変更許可本文十一号(以下「本文十一号」という。)の説明資料として,添付書類十一「変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」(以下「添付書類十一」という。)が新たに追加されたことから,当該添付書類の記載方針について,以下のとおり検討を行った。	令和2年4月1日に施行された「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」(以下、「実用炉規則」という。)第5条第2項に、設置変更許可本文十一号(以下、「本文十一号」という。)の説明資料として、添付書類十一「変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」(以下、「添付書類十一」という。)が新たに追加されたことから、当該添付書類の記載方針について、以下のとおり検討を行った。	
2. 記載方針 添付書類十一の記載事項については、以下に示す「発電用原子炉施設の設置(変更)許可申請に 係る運用ガイド」(以下「設置許可ガイド」という。)を参考に、令和2年4月1日に届出を実施し た本文十一号に基づく「設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績」、「その 後の工事等の活動に係る品質管理の方法」および「組織等」を記載する。 ただし、設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績のうち、「原子力利用 における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部	2. 記載方針 添付書類十一の記載事項については、以下に示す「発電用原子炉施設の設置(変更)許可申請に 係る運用ガイド」(以下,「設置許可ガイド」という。)を参考に、令和2年4月1日に届出を実施した本文十一号に基づく「設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績」、「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法」及び「組織等」を記載する。ただし、本申請における設計及び調達に係る実績のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された発電用原子	・記載表現の相違
を改正する法律」に基づき変更認可された原子炉施設保安規定の施行までに実施した業務は、本文十一号に基づくものではないことから、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された原子炉施設保安規定の施行までに実施した業務の実績については、活動実績に応じて記載する。なお、令和2年4月1日に届出を実施した本文十一号について、変更となる事項は無い。	炉施設保安規定の施行までに実施した業務は、設置許可本文十一号に基づくものではないことから、その活動実績に応じて記載する。 なお、令和2年4月1日に届出を実施した本文十一号について、変更となる事項はない。	・記載表現の相違
参考 【設置許可ガイド】抜粋 (6) 実用炉則第3条第2項の書類は、次のとおりとする。なお、実用炉則第5条第2項及び第7 条第3項の添付書類についても準用する。 4) 同項第11号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」は、設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等を説明した書類をいう。	参考 【設置許可ガイド】抜粋 (6) 実用炉則第3条第2項の書類は、次のとおりとする。なお、実用炉則第5条第2項及び第7条第3項の添付書類についても準用する。 4)同項第11号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」は、設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等を説明した書類をいう。	

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

実用発電用原子炉の設置,運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版) 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス 差異理由 ・ 本表別事は、変更後における発電用原子が温度の保安のための業務に 係る出質管理に必要な体制の整備に関する設別事として、品質管理に関 する事項に基づき、発電調用子や認の出資程整要が許可申請(以下1本 申請)という。)に当たって実施した設計活動に係る品質管理の支護及 びその後の工事等の活動に係る過質管理の力法、組織等に係る事質を配 権する。 2. 基本力計 株する。 2. 基本力計 本限別等では、本申請における「実施した設計活動に係る出質管理の 支援」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の 支援」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の 支援」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係 る事項」を以下のとおり原則する。 記載表現の相違 ・ 変更後における発電用原子が施設の保安のための業務に係る品質管型に 必要な体制の整備に関する説明書

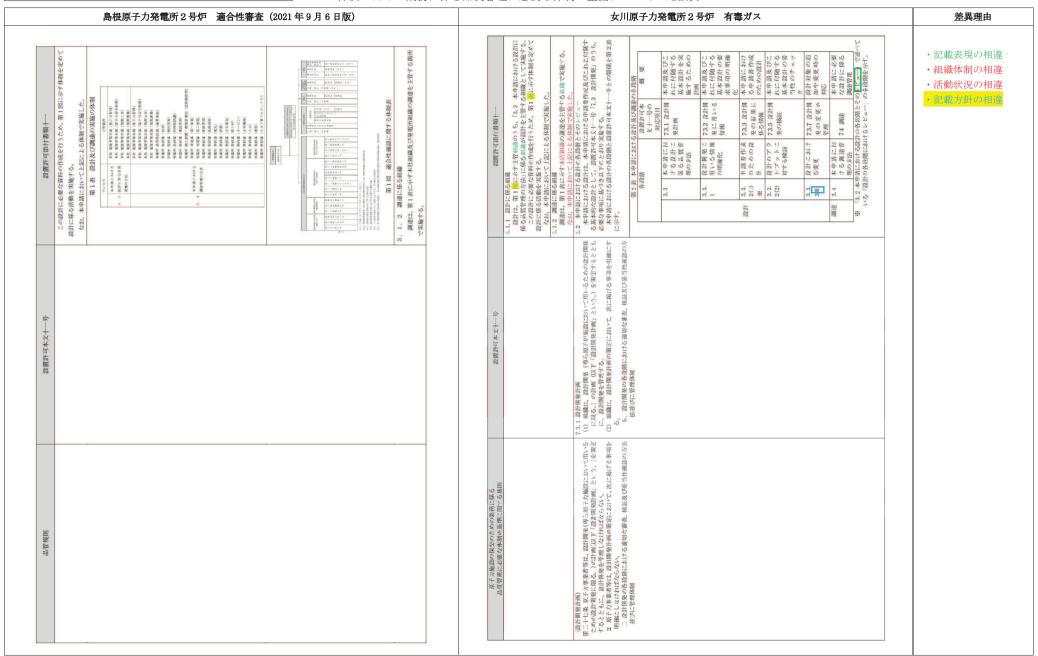
1. 頻繁 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書 設置許可次大十一号 の業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書 【補足説明登料】 添付書類十一 原子力施設の保安のための業務に係る 昌質管理に必要な体制の影響に関する規則 設置許可添付書類十 補足説明資料】

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

実用発電用原子炉の設置,運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版) 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス 差異理由 第1に、文庫管理について「4,7 その後の設計、工事等における文 華及び記録の意理」に、不適合管理について「4,8 その後の不適合 管理」に記録する。 本た、設工総計基合を「実用発電調尿子が及び中の屏端数の技術 維体に関する数別「年成25年月28日原ナウ及び中の屏端数の技術 機体に関する数別「年成25年月28日原ナウ及砂水のに 要となる数据(以下「連合体施設が象数編」という。の地数管理について、「5。適合性確認が象数層の施設を開いている。)の地数管理について、「5。適合性確認が象数層」に記載する。 ※売の申回はない。 なたり、本年前における度計に係る阻職(組織内外の相互関係及び特徴を達 なたり、 窓内をび郷塗は、第1図にデす本信組職及び発電所有組織に係る体事で 実施する。 に関係(3.3 本年前における原本に係る関係類の力性)。 る回彙を有りまです。 を回彙を対しては、本年前における職を第四りが出りのネフセンを主管す る目表に示すをフセンを主管する順の反は、担当する取儀に関する る設計をびに顕進について、責任と核根を持つ。 たごし、本中語における設計を設計を「高を選の方。」「原子力利用における安全対策の単位の大きの対策に係る実績のうち、「原子力利用における安全対策の単位のための技能に特別(「基づき変更等の下すなける。 用用子中型設定が関連の施行すでに実施した業務は、「設置許可本な十一分に基づくものではないことから、本中語における活動を開発するない。 | National | National 2 | National 2 | National 2 | National 3 | Natio 記載表現の相違 3 3284 組織体制の相違 る設計及び調達の実施の体制表 ・記載方針の相違 原子力技術 E HKEISTAK dixetilibat 原子力醇 原子力醇 原子力醇 原子力部 本 本 本 店 店 店 店 を 第1表 本申請におり 15.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 KD89+D44684 0003 5.1 責任及び構築 社長は、部門及び委員の責任及び権限並びに部門相互関の業務の手順 を定めさせ、関係する要員が責任を与って業務を設下できるようにする。 設計開発に係る部門及び要員の責任及び希限 (2) 組 (責任及の権限) 第十四条 超気養化者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互関 の業務の中額を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を進行できる ようにしなければならない。 (成計量発計画) 第二十名 日本子力事者等は、設計開発計画の策定において、対に掲げる事項を 月曜にしたすればならない。 三部計開発に係る部門及び数長の責子及び補限

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)



青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

	島根原子力発電所2号炉 適	i合性審査(2021 年 9 月 6 日間	扳)				女川原子力発電所2号炉 有	軍毒ガス	差異理由
設置許可添付書類十一	3.2 本中前における設計の各層階とその審査 本申請における設計は、本中部における申請者化成及びこれに付随す る基本的な設計として、設置許事本文十一号「ア・3 設計開発」のう ち、必要な事項に基づき以下のとおり実施する。 本申請における設計の各段階と設置計可本文十一号との関係を第2 表に示す。 設計を主管する箇所の長は、第2表に示すてウトブットに対する審査 (以下 レビュー」という。)を実施するともに、認及管理する。 なお、設計の各層階におけるレビューについては、第1表に示す設計 を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。。	第2表 本中語における設計を受ける設計を分割を必要を 3.3 a superiorate in the control of	3.3 本申請におりの設計に集め血資資報の方法 設計を主管する商所の長江、本申請における設計として、「3、3、3、 10 設計服発に用いる情報の関議化」(3、3、2(0) 申請者所収のた 10 必要計)及び [3、3、2(2) 設計のアケトブットに対する機能」の 各階級を実施する。	3.3、1、設計郵客に用いる情報の明確化 設計を主管する箇所の表注、本申請に必要な設計開発に用いる情報を 設計を主管する箇所の表注、本申請に必要な設計開発に用いる情報を	→ 計算者付款可益	設計を主発する細胞の長年、第2表に示すでかトラットに対する事故 (以下「レニュー」という)を収縮するともに、記録を管理する。 なお、既わらは現場におけるりビューについては、第1表に示す設計 を主管する組織の中で当該設価の設計に関する専門家を含めて実施する。 2。 2.4. 木作間において - EDCよる活動を展覧した。 **	3.3 本中語における設計に係る店賃管理の方法 原社を主要する信息の表表、本年記における設計として、[3.3.1 設 等用級に用いる情報の明確に、3.3.2(1) 中部書作及のための設計) 及び 3.3.2(2) 設計のアケナットに対する検証」の存取解を実施する。 以下に各種の店舗が写を示す。 3.3.1 部計画を用いる情報の開催に 認計を主管する問題の長ま、本中語に必要な設計開発に用いる情報を 関係において上記による活動を支施した。。	3.3.2 設計及び設計のアウトブットに対する機能 設計を主きする組織の反法、不申請における設計を以下のとおり実施 する。 記述を言する組織の反は、本申請における申請書件表のための設 記述を指する組織の反は、本申請における申請書件表のための設 また。設計を主管する組織の反は、本申請における申請書件表のための設 また。設計を主管する組織の反は、本申請における申請書件表の作成に と要求を指的な設計ののでを解する。 文策に、成了手解は、各自手解析につって、例別に管理事項を 支地、本申請において上記による活動を実施した。 なお、本申請において上記による活動を実施した。	・記載表現の相違
設置許可本文十一号	55×ベ用いるための設計開発にいう。)を推定するとともに、 で、設計開発計画に従って、次 (以下・設計開発レビュー」と 承への適合性について評価する 3、当該問題の内容を明確にし、 ・計開発レビューの対象となって、 に対象が出版のにある。	2. 1. 2024图 484面	1 政庁所名が同 は14、設計開発(専ら原子が施設において用いるための設計開発に の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、 発を管理する。	7.3.2 設計開発に用いる特徴 (1) 組織は、値別業務等要求等項とンで設計開発に用いる情報で参って、	波器许可本文十一号	は、野田田本と下は、 は、野田田本と下は、 で、なた、場が、中央が生物で、 で、なた、場が、中央が生物で、 で、ない、場が、中央が生物で、 で、ない、場が、中央が生物で、 で、ない、場が、中央が生物で、 で、は、場が、日本ので、 で、は、場が、日本ので、 で、ない、は、 で、ない、は、 で、ない、は、 で、ない、は、 で、ない、ない、 で、ない、ない、 で、ない、 で、ない、 で、ない、 で、ない、 で、ない、 で、ない、 で、ない、 で、ない、 で、ない、 で、ない、 で、ない、 でい、 でい、 でい、 でい、 でい、 でい、 でい、 で	5. 「設計開発計画 高端は、設計開発、毎ら近子を施設において打いるための設計開発 に販売」の計画(以下「部計開路計画」という。)を発定するととを に、設計開発を管理する。 1. 設計開発と開いる格像 し、は必要を発する。ともに、「経済開発に用いる格像でもって、 故に指するものを削縮に定めるとともに、「経済構成をあるで、 が、前のが関ルとはであるません。 を開びる場合にある要求等の。 を選出するものを削縮にあるません。 あ、就中の関ルにはる要求等の。 を記用であたません。 を記用であた。 を記用であた。 で、一、本の表表に再による要求等の。 に関係が必要として適用可能なもの。 に関係が必要として適用可能なもの。 に関係が必要として適用可能なもの。 に関係が必要として適用可能なもの。 に関係が必要として適用可能なもの。 に関係が必要して適用可能なもの。 に関係が必要して適用可能なもの。 に関係が必要して適用である。 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	第寸る。 3. 設計開発の結長に係る情報 (1. 1)	
品管規則	(設計開発計画) 第二十七条 原子力業業者等は、設計開発 (導ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画 (以下、設計開発計画、という。)を 第24年るとともに、設計開発を管理しなければならない。 (設計開発レニュー) 第三十条 原子力等業者等は、設計開発の適切な設確において、設計開発 計画に深って、次に動び多事体を目的とした体系的な容素(以下「設計開発 計画に第一て、次に動び多事体を目的とした体系的な容素(以下「設計開発 上化ニュー・設計開発の結果の創業務等要求事項への適合性について評価すること。 に設計開発の結果の創業務等要求事項への適合性について評価すること。 に設計開発の結果の創業務等要求事項への適合性について評価すること。 に限力事業者等は、設計開発した。 に関連を開発の結果の設定に関連する信用の代表者及び当該設計開発 をなっている要求用層を除す。	(me He statement of the He	(政計開発計画) 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発(再ら原子力施設において用い るための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画)という。)を 預定するとともに、設計開発を管理したければならない。	(設計開発に用いる情報) 第二十八条 原子力事業者等は、観別業務等要求事項として設計開発に用	東子力施設の保及のための業務に係る 品質管理に必要な体制の基準に関する規則	にん、波井田金 に以下「設計田金 いった評価する 深水明備にし 窓ファェーの参 なび当談設計開発 いたが整理開発	(62計画発生的) (23) (63) (43) (43) (43) (43) (43) (43) (43) (4	個し、承認し合わればならない。 (22.) 中報の時期に係る情報と、電子の機能に係る情報を、電子用等 第二十次素が等は、電子用等の機能に係る情報を、電子用等 「はならない、ないった。 (2.) 中が一次できるあるによりを第二なけれて 「はならない、 (2.) 原子の事業がは、電子用等のできるあるによりを第二なけれて 「なったった。 (2.) をうらった。 (2.) をうらった。 (2.) をうらった。 (3.) がより中変がでは、電子するのとしなれればならない。 (3.) 原子の字となればならない。 (4.) をうらった。 (4.) をうじゅうにはないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	

	島根原子力発電所	所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
設置許可添付書類十一	明確にする。 なお、本申請において上記による活動を実施した。 3. 3. 2. 設計なび設計のアウトプットに対する接近 設計を主管する箇所の長は、本申請における認計を以下のとおり実施 設計を主管する箇所の長は、本申請における認計を以下のとおり実施	する。 申請事件限のための設計 設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成の また。設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書 要な基本的に設計の品質を確保する上で重要な活動となる。 る解析」及び「申算による自投解析」について、顧別に関 施し品質を確保する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。。 なお、本申請においてサイフタトアラトが設計のインプラト (の計画では、たま、要求事項を満たしていることの検証を に指示する。 なお、この修正は当該業務を直接実施した原設計を以外の なお、この修正は当該業務を直接実施した原設計を以外の なお、この修正は当該業務を直接実施した原設計を以外の なお、この修正は当該業務を直接実施した原設計が以外の なる、本申請において上記による活動を実施した。 なお、よ中間において上記による活動を実施した。 なお、よ中間において上記による活動を実施した。 なお、よ中間において上記による活動を実施した。	(2) 設計のブウトブットに対する検証 及計を主管する影響の発生、5.22 設計をび窓付のブウトブット に対する影響がある影響の大力・ラントが発出のインデット に対する機画のアウトブットが表現が表現を関係を 発に用いる構造の影響としていることの検証を、影響の度に指 がする。 なお、この修画は当該業務を直接実施した原設・者以外の有に実施 なお、本中間において上記による活動を交施した。原子が監察検 (3) 申請のでは な計 本中間において上記による活動を交施した。原子が監察検 (4) 解析を (5) 解析を (5) 解析を (5) 解析を (6) 解析を (7) 解析を (7) 解析を (8) 解析を (8) 解析を (8) 解析を (9) 解析を (1) 解析を (1) 解析を (1) 解析を (2) 解析を (2) 解析を (3) 解析を (4) 解析を (4) 解析を (5) の (5) の (6) の (6) の (6) の (6) の (7) の (7) の (8) を (7) の (8) を (7) の (8) を (8) の (8) の	・記載表現の相違 ・記載方針の相違 ・活動状況の相違
設置許可本文十一号	次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 a 機能の体配に係る要求事項 b. 後衛の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発 c. 別の名権報として適用可能なもの c. 関係法令 d. その他設計開発に必要な要求等項 (2) 組織法, 設計開発に必要な要求等項 する。	3.3 設計開発の結果に係る情報。設計開発に用いた情報と対比して機能と対比して機能は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いて情報と対比して機能するとかできる形式により管理する。 組織は、設計開発の結果に係る情報を表現する。 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものともなりとからます。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 も、設計開発に係る側別業務等要次事項に適合するものであること。 するものであること。 の合物な基準を発生から適正に使用するために不可欠な当該機態等の特性が影響であること。 か等物な事をあること。 の音句をあること。 の音句を表するのであること。 の音句を表するのであること。 の音句を表するのであること。 の音句を表するのであること。 の音句を表するのであること。 の音句を表するのであること。 の音句を表するのであること。 の音句を表するのであること。 の音句を表するのであること。 の音句を表するのであること。 の音句をなるのであること。 の音句をなること。 の音句をなるのであること。 の音句を表するのであること。 の音句をなること。 の音句をなるのは、設計開発を指した例に、設計開発が開た後のを達をさせない。 組織は、当該設計開発を指った表員に当該設計開発の検証を含させない。 組織は、当該設計開発を指った表員に当該設計開発の検証を含させない。 の計算を行った表員に当該設計開発の検証をとなる。 の計算を行った表員に当該設計開発の検証を含される。 の計算を行った表記が音を提びる、 の計算を行った表目によるにある。 の計算を行った表記が音を表して、 の計算を行った表記が音を表して、 の音句をして、 の音句をして、 の音句をして、 の音句をして、 の音句をして、 の音句をして、 の音句をして、 の音句をして、 の音句をして、 の音句をして、 の音句をして、 の音句をして、 の音句をして、 の音句をして、 の音句をして、 の音句をして、 の音句をして、 の表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	3.5 度計用第の後証 3.6 度計用第の後証 1.0 和職社、設計開発の検索を持つた要員に当該設計開発の検索を を確保するために、設計開発を行った要員に当該設計開発の検索を を確保するために、設計開発を行った要員に当該設計開発の検証を 2.1 複雑は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審集、検 を確認することができるようにするとともに、当該変更に展表記録 2.1 開発してい、変更を行うに当たり、あらかじめ、審集、検 2.1 開発してい、変更を行うに当たり、あらかじめ、審集、検 2.2 編集は、調本子参加には在格の、変更を指する。 3.3 編集は、調本子参加には在格の、変更を指すた。 2.1 開発して、変更を発すた。 3.3 編集は、調本子参加には在格の、変更を指すた。 2.1 開発しても 2.2 とを構設できるように、管理の方法を保度を定める。この場合におい 2.3 編集は、調本子を 2.3 の	
	いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に 係る記録を作成し、これを管理しなければならない。 ・ 機能及び推進に係る要求を現 面いる情報として適用可能なもの 三 関係法令 四 その概認計開発にと変が解すが 2 原子力等素を等は、設計開発に用いる情報について、その要当性を評 61、 承認しなければならない。	(原計開発の結果に係る情報) (第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発 (1 5 日 一 十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発 (2 2 原子力事業者等は、設計開発の必要保めフロイスに進むに並たり、 2 原子力事業者等は、設計開発の対象保険のプロイスに進むに並たり、 3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げならない。 (2 2 6 日 日 日	展子力施設の株型のための業務に係る 電質費用で製売を制度工作に関する規則 (設計用金の検証 第二十一条 原子力を実体等は、設計開発の結果が開発計画に定って検証を支 ではならない。 に成り出発を解し、設計開発の変更を行った場合に対すでは、 主が表しているが発生を確し、設計開発の変更を行った場合に対すでは、 に係る過度を作し、対策を を、展子力を変換は、設計開発の変更を行った場合に対すでは に係る過度を作し、対策を を、展子力を変換は、調査する物品又は投증(以下「顕達物品等」 を、しい。)、自然医・力を、対すが、の変更を行った場合においては を、 しい。)、自然医・力を、対すがはたらない。 第二十年条 原子力を変換は、調査する物品又は投증(以下「顕達物品等」 を、 しい。)、1に適合する。またであるようにないはならない。 第二十年条 原子力を変換は、調査する物品又は投증(以下「顕達物品等」 をいる。)、1に適合する。またしなければならない。 第二十年条 原子力を変換は、前のが著にまいて、配料開発の変更を行った場合に対すならない。 第二十年を を、 しい。 1に適合する。またしなければならない。 を、 しい。 1に適合する。またしなければならない。 は存す等が得に、 関係のが関係は、 1を、 1を	

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

実用発電用原子炉の設置,運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版) 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス 差異理由 3.1.2 供給者の選定 調査を主管する相同の長、本申請における設計に必要な開送を行う 場合、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する用慮の長へ供 着やの選手を収集する。 また、契約を主等する調像の長上 3.1.1 供給者の技術的評価」で、 投稿的な推りがある。判断に大統領者を選挙する。 保稿ではりがある。判断に大統領者を選挙する。) 顕遠した役務の後証 運送を上等する新疆の序は、顕遠した役務が顕遠駅が呼吸を描たし アルスニとを表現にするために顕遠した技術の機能を行う。 指統者なも後証を実施する場合は、あらかしめ仕様なや後近の原質 及び顕遠した後務のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。 3.1.4 供給省に対する品質整確 供給者に対する配金を主管する問題の長生、供給者の品質保証活動及 労働金な安全文化を有成し無料するための活動が適切で、かつ、確実に 行われていることを確認するために、供給有に対する出質販業を実施す る。 (4.3 開送を置かる計画の表す、開設に関する出版保証指数を行うに当たるで、以下に基本を数据を支援する。 なれ、以下に基本を数据を支援する。 なお、本単額において上記による指数は以下のとおり実施した。) 任禄是の仲政 連載を主管でも信濃の長は、業務の均居に応じ、誤解件可太文十 号に基づく調理数字項を含か工任線等合作等し、供給の業務以 状況を適切に管理する。[5.4.3(2) 開墾した投影の総訂。参照 記載表現の相違 設計を主管する箇所の長は,本中諸における中諸書作成のための設計 からのアウトブットを基に,本中諸に必要な書類等を取りまとめる。)長は,原子力発電保安委員会 (4) 申請書の承認 本申請の提出手続きを主管する箇所の長は、原子力発電保疫委員会 審議及び確認を物た本申請における申請書について、原子力規則委員 への提出手続きを保護を得る。 なお、本申請において上記による活動を実施した。 3. 3. 3 設計における変更 認計を言する商所の長は、認計の変更が必要となった場合、各語 結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を けた原格以降の設計結果を必要に応じ修正する。 活動状況の相違 なお、本申請において上記による活動を実施した。 設置許可添付書類十 3 4.0.7.9. は当1.4.0.0.2.4.8.0.3.0.3. は当地地のの保存者の裏形のプロセス及び促催に係る要求予項 1. 周途物品のの保存者の裏形のプロに名の要求が近 2. 園途物品のの信義者の出てインタンメントンタンルに名の要求項 3. 園途物品のの信義者の場合など状況を得求し、及び維持するために必要な要求項 1. 一種産業用工業高を機器等に使用するに当たっての評価に必要 2. その他間透粉品等に必要な要求予算 3. その他間透粉品等に必要な要求予算 (2. 種類は、関連部本の要求が可 (2. 種類は、関連を制造を対象が定して、翻載が顕進物品等の保持者の (3. 種類は、関連を制造を要求が更 (4. 種類は、関連を制造を表す。)

3. 表の他間透粉品等の保持者の (3. 種類は、関連を制造を表す。) (3) 「円業全参加させる。 不、3、3 設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比 た。 して確認することができる形式により管理する。 (2) 雑職は、設計開発の次の段階のプロセスに避わに当たり、あらかじめ、 当該設計開発の結果に係る情報を考認する。 (3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を考認する。。 設備許可本文十一号 (3) 組銀は、調達物品等要求年頃にしたがい、調達物品等を供給する権 万を摂動として講達物品等の供給者を評価し、選定する。 1.4.3 関連物品等の設品 力量がある。 方式に設する要な表面の対策を指する。 が無に、関連がある方式に対する。 が無に、関連がある方式を含む、実施する。 2 維表に、関連がある方式を含む、基準において関連を指導の発出を 支援することとしたときは、当業を描める。 であっることとしたときば、当業を認める。 可能にある。 では、当業を引きる。 とからのでは、当業を指する。 次に掲げる調達物品等要求事 受領する場合には、調達物品等の供給者にうへの適合状況を記録した文書を提出させる。 7.3.7 設計開発の変更の管理 (1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を 職別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成 し、これを管理する。 (2) 組織は、設計階係の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、機能及 び奏当性確認を行い、変更を承認する。 (3) 組織は、設計開発の変更の審整において、設計開発の変更が原子が贈 (3) 組織は、設計開発の変更が原子が増設を構成する材料及は問品に及ぼ 「調達物品等」という。) (以下「調達物品等要求] て評価す ・設計開発に開題がある場合においては、当該問題の内容を明確に 必要な抽筒を整条すること。(2) 組織は、設計開発レアコーに、当該設計開発レアコーの対象となっての設計開発の内別・での設計開発の内別を対象に係いての設計開発に解して必要を可能が設計開発に係 3. 設計開発に係る個別業務等要求非項に適合するものb. 調達,機器等の使用及び個別業務の実施のために適身 (1) 組造プロセス(1) 組織は、関連する物品又は役務(以下 自ら規定する調達物品等に係る要求事項 という。)に適合するようにする。 設置許可本文十 合否判定基準を含む。 a. 設計開発の結果 (4) (2) (旅計冊差の度回の管理) 第三十三条 原子力事業者等は、設計冊第の度更を行った場合においては、(1) 当旅変型の内容を確認いすることができるようにするともに、当旅変更に 係る証録を付成し、これを指しなければならない。 2. 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじが、著 (2) 近、修正及び発出権職を行い、変更を承認しなければならない。 3. 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力権((3) 設に及ぼす影響の評価 (当該原子力施設を構成になければならない。 一設計開発に関題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な指置を整案すること。
 2 原子力事業者等は、設計用象レビューに、当該設計開発レビューの対 (2) 象上なっている設計開発の際に関連する部門の代表者及び当該設計開発 に係る即項を参加させなければならない。
 (設計開発の結果に係る情報)
 (第二十九条 原子力率素者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発 (1) 第二十九条 原子力产素を等は、設計開発の結果により管理しなければならない。
 (注入らない。 原子力施設の係安のための業務に係る 高質管理に必要が体制の基準に関する規則 3 原子力事業を挙げ、職等動品等要求事工には、、職業動品等を作給す 名能力を共興として調道動品等の供給者を評価し、差定しなければなら ない。 (国連物品等の後に) 第三十六条 原子力事業者等は、関連物品等が調達物品等要求事項に適合 しているようにするために必要な会話の方法を定り、実施したければならな 2. 原子力体策争等は、顕道物品等の技術者の工場等において顕過物品等の指揮を指するとしたとしては、対策を用の実施等数 及び顕示物品等のの保養者がよの出版の可能の対策の方式について顕微地の中で明確に定めなければならない。 (顕治プロセス) 第三十四条 原子が非常者等は、顕治する物品又は我務(以下「顕治物品等) という。 35、日の馬近する顕治物品等に係る英宗事項(以下「顕治物品 等要次事項」という。)に適合するようにこだければならたい。 2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、 あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。 3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に 適合するものとしなければならない。 一設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 て評価するこ 合否判定基準を含むものであること。 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が 確であること。 設計開発の

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

実用発電用原子炉の設置,運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版) 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス 差異理由 適切に処置 その後の工事等の活動に乗る品質管理の方法。組織等に係る事項については、設置非工本文士・号に基合を以下のとより交出する。 1. その後の工事等の活動に係る組織(組織内外の中国関係及び情報に 適合な) できるの工事等の活動は、第1図に示すれ目環境及び発電行業権に まった。 4.1.2 度計及び工事等の各階階とそのレビュー 東京人工工等を手がる。間にの形式のに最終を担当する間隔の長は、 その際における影響となり、アピューを実施する ともは、同様を管理する。事業の各国機におけるアピューを実施する なれ、資料を使用するアピューについては、競技をび工作を主 等する組織の中で出版設備の紹介に関する専門係を含むて必要する。 となる業務のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原 特権度、核燃料や解放の原子がの設定がのがある。 光緒トに基づき変更限可された原子が服保を規定の循行までに実施し 光本申請における申請者性機に高る社内非常を以ば本た設計に係る関 と表現したがのでは、設置計可本文十一号に基づく設計を認計に係る関 途製品の核語については、設置計可本文十一号に基づく設計を認計に係る額 漁製品の核語については、設置計可本文十一号に基づく設計を認 新検査制度移行に際しての本申請における設計管理の特例 設計を主管する箇所の長が実施する本申請における設計管理の対象 調達を主管する箇所の長は,業務の内容に応じ,設置許可本文十一号に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し,保結者の業務実施状況を適切に管理する。(13.4、4.3(2) 調造した役務の検証」参照) する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当た 設備許可能付替料十一本申削における文表が記憶の停用 本申削における政計に係る文表が記憶の停用 文本上面を示しては、高質→米ツメ、スポールの表別に対しては、高質→米ツメ、スポールの表別に解する。これらを認识に管理する。 設置許 記載表現の相違 3. 4 本中語における顕著管理の方法。
 2. 2 本中語における顕光管理の方法。
 2. 2 本十一号に基づき以下に示す管理を実施する。
 3. 4. 1 供給をの契約的経過
 3. 4. 1 供給をの契約の契約。
 3. 4. 1 供給者の契約の契約。 供給者が当社の要求事項に従って II断の根拠として, 供給者の技術的 3.3 本中語における不適合停理 本中語に基ムへ設計において条件した不適合については、 を行う。 ては品質保証計画書を提出させレビュ 設置許可添付書類十 て,以下に基づ 仕様書の作成 3 存 という。」に適合するようにする。 な (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、顕達物品等の供給者及び顕達物 品等に適用される所割の方法及で解皮を定める。この場合において、一 解産業用工業品については、顕確的品格等があら必要な存標を入 3 手し当該一般産業用工業品が顕彰的品等要求事項に適合していること を確認できるように、管理の方法が発展を定める。 する。)組織は、顕進物品等要求事項に能か、顕建物品等を供給する能力を使 する。)組織は、顕進物品等要求事項に能か、顕建物品等を供給する能力を使 な 起として顕進物品等の非結者を評価し、適定する。 4.2.3 文章の存組 4.2.4 配換の序組 4.2.4 配換の序組 (1) 網報法、品質型は関する機関等数等等数を可いの適合及存品質 マネジメントンステムの場合体を実活する記録を開催にするとと、 に、当該記録を、調みやすく発展に内容を理解することができ、かつ、 数様する。 (1) 報報用発フレニー (1) 報報に、原計用発送ではないで、「原計開発計画にしたがっ (2) がは場がを収金目的とした体系的な存在。(以下「原計開放フロ コープという)を大阪市子。 2) 取出開発の対象の関別環務を要求手近への運令れについて評価する。と、第二階の対象の場の環務を要求手近への運令れについて評価する。と、原非用係に関節をも進んにおいては、当種問題の方容を記憶に し、成果用係に関節をも進んにおいては、当種問題の方容を記憶に (2) 組織は、設計用係とアニーに、当該設計用係フレコーの名象がなっ。 4 顕進 7、4、1 顕進プロセス
 (1) 超機は、顕進する他国又は役務(以下「顕進物品等」という。)が、 自ら規定する顕進物協等に係る要次事項(以下「顕進物品等要求事項) |業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は されることがないよう,当該機器等又は福別業務を特 ロナス 設計開発計画 組織は,設計開発計画の策定において,次に掲げる事項を明確にす 響 設計開発計画 組織は,設計用発計画の策定において, 次に掲げる事項を明確にす 検託及び妥当生確認の方 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限 る。 b. 設計開発の各段階における適切た審査, 法並びに管理体制 (4) 組織は, (2)の審査, 検証及び妥当性確 に基づき講じた措置に係る記録を作成し, (1) 組織は、個別業 個別業務が実施さ 定し、これを管理 3.1 7. 3 Ξ, 第三十回条 原子力事業者等は、調達する物品又は投資(以下「調達物品 7. 等しいう。)が、自ら規定する顕進物品等に係る要求事項(以下「調達 (1) 始品等要求事項 (以下「調達 (1) に適合するようにしたければならない。 2 原子力業者等は、保安活動の重要性にむて、調達物品等の供給者 及び顕進物品等に適用される管理の方法及で規模を定めなければならな(い)、この場合において、一般高楽用工業品については、顕達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般企業用工業品が観達物品等要求等。 所述のものなどのないには、適適のしていることを確認できるように、管理の対法及び程度を定めな。ければならない。 (顕遠物品等要次非項) 第三十五条 原子力等業者等は、顕遠物品等に関する情報に、次に掲げる (1) 顕維物品等要求年頃のうち、練当するとかを含めたは上ばならない。 - 顕遠地品等の供給の業務のプロセス及び整備に係る要求事項 - 顕遠地品等の供給者の業のクロセス及び整備に係る要求事項 三 顕遠地品等の供給者の認良の力能に係る要求申項 (高版でネジメントシステムに係る製産事項) (高版でネジメントシステムに係る製産事項) (金属でネジメントシステムに係る製産事項) (本年 かんな金属など、選出したければならない。この場合において、発売 できた (本年 かんなりない。 (の場合において、大工・ (の事となりない。 (の事となりない。 (の事となりない。 (の事となりない。 (の事となりに制定なるの。 (の事との事を入すしては製造のの重要なのでは、 (の事を入すしては、 (の事を入りに、 (の事を入りに は、この規則に拠近する機別業務等要求体項への ファンスファンの実質性を実施する影響を明備にす を、認を与く容易に対容を担難することができ、 できるように作成し、保安店物の重要販に応じて ならない。 3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根地として調達物品等の供給者を評価し、適定しなければならな 面質自主に必要では中間である。 文書の管理) 七条紙子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならな 、原子力学業者等は、設計開発の適切な設備において、設計開発 能って、対に基づる時式を目的とした体系的な審査(以下「設計開 エー」という。) 各実施しなければならない。 計解発の結果の個別業務等製気等な、の適合性について評価+対 等は、周別業務等要求事項に適合しない機器 務が実施されることがないよう、当該機器等 れを管理したければならない。 4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の 及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理し ればならない。 当該設計開発レビュー <u>明確にしなければなっなが。</u> 三 設計開発に係る部門及び褒員の責任及び権限 設計開発計画) 二十七条

	島根原子力発電所2号炉 i	適合性審査 (2021年9月6日版	坂)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
設置許可添付書類十一	 調達した疫苗の後語 調達した疫苗の後語 いることを確実にするために関連した疫苗の製造要求が現を満たして供給者先で後距を実施する場合は、あらかじが上疫毒で検証の整額及び製造した疫苗のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。 4、4 は外監査 1 は、4 は外監査 	後 徳 中 い 本 中 い か	6 本年前におりる本盤合産組 本中部に基づく設計において発生した不適合については、適切に地震 を行う。 その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項につ その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項につ いては、設置計算本文十一等に基合き以下のとおり実施する。	2.3 その後の設計に係る品質管理の方法 4.3.2 名の後の設計と解る品質管理の方法 2.4.3 名の後の設計を実施する。 4.3.1 場合性確認体験を機能に対する影像を単元の場所 2.2.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象影像の適合 2.3.2 条文の対応に必要な適合性確認対象影像の適合 2.3.3 展計及の設計を主管する組織の長は、高大変の対応に必要な要求項を明確 2.3.3 展計及の設計を主管する組織の長は、高大変の対応に必要な要求項を明確 2.3.3 展計及の設計を主管する組織の長は、高大変の対応に必要な要求項を明確 2.3.4 の場合性を確保すると認定を置いて、1.2.5 に対するとかの設計を定して、2.3 を付金を関係の適合 (1.3.4 を展出と対しが下でして、2.3 を付金を関係の適合 (2.4.2 のままでも相談の展は、第2年) (2.4.2 を表に対する数なが可能の関係。 (2.4.2 を表に対する数なが可能の関係。 (2.4.2 を表にかの設計 (2.4.2 に対する。) 解析に対しの場合を確保するための設計 (2.4.2 に対する。) 解析に大き解析の (2.4.2 を発えの対応 (2.4.2 に対する。) 解析に大き解析 及び「写り解した。 (2.4.1 の前 2.4.3 の対したとの場合を確保する。 (2.4.2 を表定の対応 (2.4.2 を表定の	・記載表現の相違
設置許可本文十一号) 組織に、顕着する物品又は投資 (以下「顕着物品等」という。) が、 という。) に適合するようにする。 という。) に適合するようにする。 ・2、3 人者の管理 ・3、4 の できかが というませ音組する。 ・2、4 記録の管理 ・3、4 記録の管理 ・3、4 記録の管理 ・3、5 人妻の管理 ・3、4 記録の管理 ・3、5 人妻の管理 ・3、6 人妻の管理 ・3、7 からなテムの表別と表話する配体を用値するとができ、か、未成れ 本ジメントシステムの表別は各支援する配体を用値するとができ、か、株式 あことができるように作成し、保安店物の重要度に応じてこれを管理する。 ・7 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	14、他自の所書 は、個別製務等要求が項に適合している場面等が使用され、又は劉 が実施されることがないよう。当該職題等又は劉別業務を特定 れを管理する。	設置許可水文十一号 いる設計開発度階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係 用導金を加工をある。 用導金を加工をある。 用導金を加工をある。 用導金を加工を表現として出一の前集の記録及び当該設計開発ととまる。 電対開発に開いる情報 取る。の計画 (以下「電計開発に対して以上に対し、対なを管理する。 認計開発に用いる情報 取る。)の計画 (以下「電計開発に対して以上に対し、対なが対するとと 認計開発に用いる情報 取る。)の計画 (以下「電計開発に用いる情報に係る記録を付 これを管理する。 24.を管理する。 24.を指理するをのとして設計開発に用いる情報を が関係に対して設計開発に対しまして、当該設計 関係が ないの配切した設計開発が必得を決して、 が同の配切した設計開発が必得を決して、 が同の配切した設計開発が必得を決す項。 がないが、 がは、 の配別したのに対すでものとして、 のに対して必要する。 のに対して必要する。 のに対して必要する。 のに対して必要する。 のに対して必要する。 のに対して必要する。 のに対して必要する。 のに対して必要する。 のに対して必要する。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとが、 は関係であるとといてあること。 をが関係であること。 に使用するために、認計開発を持つるとがに、認計開発を持つるとがに、認計開発に対していてが、 を関係するとかし、認計開発を持つるとがに、認計開発を持つるとがに、認計開発を持つるとがに、認計開発を持つるとがに、認計開発を持つるとがに、認計開発を持つるとがに、認計開発を持つるとがに、認計開発を持つるとがに、認計開発を持つるとがに、認計開発を持つるとがに、認計開発を持つるとがに、認計開発を持つるとがに、認計開発を持つるとがに、認計開発を持つるとがに、認計開発を持つるとがに、認計開発を持つるとがに、認計開発を持つるとがに、認計開発を持つるとがに、認計開発を持つるとがに、認計開発を持つるとがに、認計開発を持つるとがに、認計開発を持つるとがに、認計開発を持つるとがに、認計開発を持つるとがに、認計開発を持つるとがに、認計開発を持つるとがに、認計開発を持つるとがに、認計開発を持つるとがに、認計開発を行っているとがに、認計開発を行っているとがに、 を認定するとがに、認計開発を行っているとがに、 を認定するとがに、認計開発を行っているとがに、認計解析に、 を認定するとがに、認計開発を行っているとがに、 を認定するとがに、認計開発を行っているとがに、 を認定するとがに、認計開発を行っているとがに、 を認定するとがに、認計解析に、認定が使用を表するとがに、 を認定するとがに、認計解析に、認定がは対するとがに、 を認定するとがに、認計解析に、 を認定するとがに、認計解析に、認定するとがに、 を認定するとがに、認計解析に、認定するとがに、 を認定するとがに、 を認定するとがに、 を認定するとがに、 を認定するとがに、 を認定すると述されば、 を認定するとがに、 を認定するとがに、 を認定するとがに、 を認定するとがに、 を認定するとがに、 を認定するとがに、 を認定するとがに、 を認定するとがに、 を認定するとがに、 を認定すると述るとがに、 を認定するとがに、 を認定するとがに、 を認定すると述るといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといる	
品管規則	国 顕進物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項 五 顕確的品等の非結者が報金な安全化を育成し、及び維持するために 大 一般産業用工業出を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求 市項 日 その他顕進物品等の信息 1 年 の他顕進物品等の信息 1 年 の他顕進物品等の信息 2 原子力事業者等は、顕進物品等が顕進物品等要求事項に適合 ない。 2 原子力事業者等は、顕進物品等の提品等の上場等において顕進物品等 の検証者からの出傷の可容の決定の方形について顕進物品等の共和者のの存品者のは依然を認く。 の検証者がもの出傷の可容の決定の方形について顕進物品等の の供稿者からの出傷の可容の決定の方形について顕進物品等の の供稿者からの出傷の可容の決定の方形について顕進物品等の の供稿者からの出信の可容の決定の方形について顕進物品等の の供稿者からの出信の可容の決定の方形について顕進物品等の に関連フェレス)	第三十四条 原子力事業者等は、調査する物品又は投稿(以下「調造物品 6等 1という。)が、自り規立する調整物等に係る要求事項(以下「調造物品等要求事項」という。)に適合するようにしなければならない。 第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければなら (配験の管理) 第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への 第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への 4年を 日子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への 第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への 1年を配し、当該記錄を、酸みやすく容易に内容を担罪することができ、 かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要展になこ 1年を配し上がけばならない。	(不適合の問題) が関一九条 原子力素養等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等 が関一九条 (第三人称形成であれることがないよう、単級機器等文は 個別業務を特定し、これを管理しなければならない。	原子力施設の保安のための業務に係る の関係書に関する部でも大きにはならなが をよっているの計画発展に関する部でのである。 3 単子力を表すがは、 3 単子力を表すがは、 2 単子力を表すがは、 2 単子力を表すがは、 2 単子力を表すがは、 2 単子力を表すがは、 2 単子力を表すがは、 2 単子力を表すがは、 2 単子のを表すが、 (欧川県を計画とよりた相談に係る部分を作成している。)を表す 2 単元ととは、 2 単元ととは、 2 単元ととは、 2 単元ととは、 2 単元ととは、 2 単元ととは、 2 単元ととは、 2 単元ととは、 2 単元をとは、 2 単元を表は、 2 単子力を表を作し、 2 単元を表は、 2 単元を表は、 2 単元を表は、 2 単元を表は、 2 単元を表は、 2 単子力を発生に、 2 単元を表は、 2 単元を表は、 2 単元を表は、 2 単元を表は、 2 単元を表は、 2 単元を表は、 2 単元を表は、 2 単元を表は、 2 単元を表は、 2 単子力を発生して、 2 単元を表は、 2 単元が作権とて、 2 単元が作権とて、 2 単元が作権とななに、 2 単元力を構定を存む。 2 単元力を構定を表す、 2 単元力を構定を表す、 2 単元力を構定を表す、 2 単元力を表をは、 2 単元力を表をな、 2 単元力を表をな、 2 単元力を表をな、 2 単元力を表をな、 2 単元力を表をな、 2 単元力を表をな、 2 単元力を表をな、 2 単元力を表をな、 2 単元力を表をな、 2 単元のを表とし、 2 単元がはならない。 2 単元がはを表してのをあること。 2 世元が相をを表し、 2 世元が相をを表し、 2 世元が様を表し、 2 世元が表をない。 2 世元が表をない。 2 世元が表をない。 2 世元が表をない。 2 世元が表をない。 2 世元が報を表は、 2 世元が表をない。 2 世元が表が多ない。 2 世元が表をない。 2 世元が表が表をない。 2 世元が表が表がまますがますがますがますがますがますがますがますがますがますがますがますがます	

		島根原子力	月発電所2号炉 適合性審査	(2021年9月6日版)					号炉 有毒ガス	差異理由
設置許可添付書類十一	4、1 本の後の工事等の活動に落る組織(組織内外の田互関係及の指数 伝達のた)。 その後の工事等の活動は、第1回にディ本社組織及び落電所指職に係 本を担心に基本の	 2 その後の設計、工事等の各階階とその審査 2 . 1 設計支び工事等のグレード分けの適用 設計及び工事等におけるグレード分けは、発電用原子が確認の安全上 の重要集に広じて行う。 	4.2.2 設計及び工事等の各段権とその審査 設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、 その後における良計及び工事等の各段階において、レビューを実施する とともに、正確と管理する。 なお、設計の手段階におけるレビューについては、設計及び工事を主 情する組織の中で当該政備の設計に関する専門家を含めて実施する。	 4.3 その他の及計に係る品質管理の方法 設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。 4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確にその後の設計を主管する箇所の長は、設工認に必要な要求事項を明確にする。 4.3.2 倍条文の対応に必要な適合性確認対象設備の適定その核の設計を主管する箇所の長は、各条文の対応に必要な適合性確認対象認備の適定表の検索を指する箇所の長は、各条文の対応に必要な適合性確認対象認備の適定表の分析に必要な適合性確認対象と対応に必要な適合性確認対象と対策を指令的所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保する方ものの影子を実施する。 	(D) 基本設計が封の年級(認計1) 設計を主管する箇所の長は、技術基準規則等の適合性確認対象設備に 設計を主管する箇所の長は、技術基準規則等の適合性確認対象設備に	設置許可添付書類十一 (c)	(6) 東工協用書店が出版の長は、その後の設計からのアウトブットを基 に、部工部に全要な企業等等を取りまとめる。 (6) 東工記に出席等の形です。 (7) 東工記に出席の形のりまめを主管する場構の長は、窓計を主管する 第二の上が作成して影響を取りまとめ、属子が施度保安を買っへ付譲 は、4、 成本との場と得る。 は、4、 成本とがおくは、設計者像の追加又は変更が必要さなった。 も、4、 成本における変型。 は、5、 は、 2、 は、 2、 は、 3、 は、 3、 は、 3、 は、 3、 4、 2 を 3、 3、 4 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を	4.4 工事に係る個監管理の方法 工作を実する4.8 編の 2.4 工作を実する4.8 最近を を反映した影響を構入するからの要な工事を、4.6 設工部における 調査管理の方法、の管理を適用して影響する。 4.4 L 展刊の具体的で数値 (記事) 4.4 L 正確しの具体的で数値 (記事) ためり具体的な影片、工事を解しまいて、要求が近に適合する 工作を主管する4.4 展示 3.8 を実施し、決定した具体的な影像の影計 を知るのできょいる。	4.4.2 原動の月本的な設計に基づく工事の実施 工作を基準する無線の次は、要求予項に適合する設備を設置するため の工作を支援する。 の工作を発展でする。 (8.2 更相相等業者後を表す、適合性機能対象設備が、認可された設工認定記 使用相等業者後を打し、適合性機能対象設備が、認可された設工認定記 を当たける数でするとおりであること。接続情報期間に適合していることを構成するため、他目的等業者後を手伸に、工事を主管す る目標のからの強化性を確保した金化体制のもと、技能力を、工作を主管す る目標の手が表格をは、適合性機能対象設備が、認可された設工認定記 使用相等業者後在は、適合性機能対象設備が、認可された設工認定記 を引たしましていることを構成するために、技術者機関に適合していることを構成するために、対で相談を指している。 (1) 実施のは特の高介性権が表するとおりであること。技術系権規則に適合していることを構成するために、対して自己いて核性を実施する。 (2) 品質マネグメントシステムに低る検査 (3) 品質マネグメントシステムに低る検査 (4) 基礎を計構の表は、適合性機能対象設備が、認可された設工 施在を上では、20 を記するには、他目前事業者を実施する。 (5.2 機工機工業を存在が計画 を配合していることを観響する。と、技術系体験間に 適合していることを観響する。 (5.3 検を計画の管理 を配合していることを観響する。	・記載表現の相違
	5.1 責任及び審膜 社長は、部門及び委員の責任及び審膜並びに部門相互間の業務の手額 を定めるせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	1 田覧マネジメントシステムに係る要求争項 部議は、保安活動の重要度に応じて出覧マネジメントシステムを確立 、適用する。この場合、次に掲げる事項を適切に参議する。	3. 4 設計開発レビュー 超級は、設計開発とアニー とも、今気権である。 という、各域権である。 と、おり、各域権である。 と、設計開発と関係を対象を対象を対象を対象を対象である。 に、 の数な措置を活置がある。 の数な措置を対象を対象がでは、当該問題の内容を更勝にし、 の数な措置を発展を対象がした。 が続数学開発に関連をレビーに、当該数学開発レアニーの対象がなった。 が必要は関係を対しては、 の。 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2	3. 1 設計開発計画 組織は、設計開発・ 表も、の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するともに、 2. 2 設計開発に用いる情報 通識は、観り業務等要求事項として設計開発に用いる情報 1. これを管理する。	設計開発に用いた情報と対比	證償許可本文十一号	7.3.7 設計開発の変更の管理 を振りすることができるようによった場合においては、当該変更の を振りすることができるようにするとともに、当該変更に係る記録 特定し、これを管理する。 及び変当性確認を行い、変更を承認する。 及び変当性確認を行い、変更を承認する。 展記に及ぼすが響の評価 当該原 子が高度を構造して、設計開発の変更を存むする。	I I		
品管規則	(責任及び権限) 第十四条 最常質任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに衙門和互関 の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を停って業務を遂行できる 上ちに上れければならない。	(品質マネジメントシステムに係る要求事項) 第四条 2 原子力事業者等は、保証店動の重要に応じて、品質マネジメントシ メテムを確立し、適用しなければならない。この場合において、次に掲げ の事項を認り、業しなければならない。この場合において、次に掲げ の事項を認り、業しなければならない。	(保存) 電子 (保存) (保存) (保存) (保存) (保存) (保存) (保存) (保存)	(総計開発計画) 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発(等ら原子力施設において用いるための設計開発に戻る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策停するともに、設計開発を管理しなければならない。 (総計開発に用いる解子力業者等は、観到業務等要求事項として設計開発に用 第二十八条 原子力事業者等は、観到業務等要求事項として設計開発に用 係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	2.5倍聚仑、設計圖路	貫子力施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な作制の基準に関する規則	上 改 たけ開る		(機器等の後在等) 「本たかに、個別業者等は、機器等に係る競斗事項への適合性を後に 「そたかに、個別業者に確立。 例別業等の実施に係って、 が別事業の実施に係って、他別事業の実施になって、他別事業の実施したす 、原子力を変布は、保炎活動の運変化によび、他別事業が後等 の観な性(他別事業者後在等を実施する要は金の事業を発展を の動力を使いる。 の子の主要を の力をは、自動して、 との音の方は、「一般の音楽を表示を の力をにより、他別事業を の方はにより、他別事業を の方はにより、他別事業を の方はにより、他別事業を の方はにより、他別事業を の方式により、他別事業を のうるでは、他別事業を	

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

実用発電用原子炉の設置,運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版) 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス 差異理由 4.5.1 使用所事業者務権の公務施 使用的事業者務権に対象の実施 使用的事業者務金は、務定股票を作成。, 養産者的各権立して他用 前事業務金を基準する。 4.6 設工場における開発を作成。, 養産者的各種立して他用 なお食品の設定主管する回線の現れ、設工器で行う調査等期金額返し 所、中本会に、, 両官マネター以下に示す時期を実施する。 項。 4.6.1 共落から以降的子をラインに対象では、設工器で行う調益等期金額返し 調益を主管する。 第.6.1 共落から以降的子をラインに対象を対象を実施する。 (4.1 大衛から以降的子をラインに対象を対象と対象を実施する。 (4.1 大衛から及降的子をカクを関係の限略として、保給者の政務的評価を (4.1 大衛からとのよりを関係の限略として、保給者の政務的評価を (4.1 大衛から、2.1 大衛の一般の一般。 (4.1 大衛から、2.1 大衛の一般の一般。 4.6.3 解遊製品の顕液管理 羅波と主管する細胞の程式、顕近に関する品質保証所動を行うに当た りて、展す力を全に表す事態等複<mark>度の理解性の質異等</mark>を考慮し、以下の 羅護管理にある意義的を選手で (1) 仕様都の作成 (2) 仕様本の作成 (3) 産業を主管する細胞の長江、薬剤の内容に応じ、品質マネジメント 文庫に基づく観光線を発展する。(14.6.3.3.3) 譲遊敷品の管理」参照) 施状況を適切に管理する。(14.6.3.3.3) 譲遊敷品の管理」参照) 3 顕微数品の後期 顕素を主管する台間線の表は、顕認数品が顕認数水序近を描たしていることを確実にするために顕複数品の後距を行う。 なたは、体体を化できばを変更を実施する場合、あらかしめ仕様素を検証のなお、体体を化で変更を実施する場合、あらかしめ仕様素を検証の契例をびびび振識を検証の要徴をび間遊覧品のリリースの方法を更確にしたよれ、検証を行う。 記載表現の相違 4.6.2、埃蒂尔·洛德在 羅達女士衛士全世子不開闢》是在,第工器に必要な課證を行う場合,原 安全に対する影響,供給者の実績等を考慮。,業務の重要復に応じ レード分けを行り管理する。 (2) 顕治数品の学班 顕常を主管する計画の方は、当社が仕席等で製水した図品が確認 新品されるよう調達製品が終入されるまでの間、製品に応じた必 管理を支援する。 必要な要求事項に対する設計を組れなく実施するために、技術基準規則 の条文ととに各条文に開発する要求事項を用いて設計項目を明確にし た基本設計が針を作成する。 (3) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計 設工器中請割の作成 設計を主管する箇所の長は、その後の設計からのアウ : 設工器に必要な書類等を取りまとめる。 (2) (2) (4) 調達物品等を受償する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記錄した文書を提出させる。 g、その他顕達物品等に必要な製水年項 (2) 組織力、網合動品等数字を項にして、組織が顕達物品等の供給者の 工場等において使用的事業を格査等その他の個別業務を行う際の第二 力規制を員会の職員による当該工場等への収入りに関することを含め る。 7. 3. 4 設計服免レビュー 10 組織社、設計服免の適切な股所において、設計服告計画に従って、改 に関する事項を由的とした体系的企業度 (以下「設計服治レビュー」と いう。)を支援する。 a. 設計服務の結果の報告を含めて、 a. 設計服務の結果の報告を含めて、 a. 設計服務の結果の報告を含めて、 7.3.3 設計開発の結果に係る事物 (I) 指線は、設計開発の結果に係る機能を、設計開発に用いた情報と対比 して機能することができる形式により管理する。 して後属することができる形式により管理する。 (3) 組織は、設計開発の次の設備のプロセスに避むに当たり、あらかじめ、 当該設計開発の結果に係る情報を本談する。 (3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するも (3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するも 3.5 設計開発の検証
 (1) 組織は、設計開発の結果が撮別業務等要求事項に適合している状態 確保するために、設計開発計画になって検証を支援する。
 (3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証を含ま (3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証を含ま 合否判定基準を含むものであること。 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等 が明確であること。 a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適ら b. 調達, 機器等の使用及び觸別業務の実施の (周遠プロセス) 第三十四条 様子小学業を形に、副電子も物品又は投格以下「副連動品等」 1.4 1.4・5、1.5が、自ら規定する脚連動場等に名の要求事項以下「副連動品」 等要求事項」という。1.に適合するようにしたければからない。 2. 原子力等素を得い、現代信動の重要したも、ここのはないでは、超速機器、のは えび開送機品等に、一般電楽目で記していては、超速機器の はい、この場合において、一般電楽目で表していては、超速機器の ない、この場合において、一般電楽目で発していては、超速機器の を表すがから必要な情報を入手し当後一般電差用工業品を を定かられば出途していることを確認できるよう。、看型の方法及で程度 を定かられればとなった。 5年十六年、はインコキギロマル、1942年の方式を しているようにするためにと数な存储の方法を定め、実施しなければな さない。 作力事業を与は、調送動品等の指摘者の工場等において調送物品 の原在を実施することとしたきは、当体素原の実施原図の環境物品 等の供給者からの出着の百名の決定の方式について調送物品等要求率 項の中で明確に定めたければならない。 調達物品等の検証) 三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合 しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければな あらかじめ、当旅設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。 3 原子力事業者が、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に 適合する。ひとしなければならない。
一 設計開発に係る関係等象を明に適合するものであること。
一 顕計開発に係る難別業務等象を申頭に適合するものであること。

一 顕計 職等等の使用及び開別業務の実施のために適切な情報を機株す)結果が個別業務等要求事項に 開発計画に従って検証を実施し 第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発 に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなけれ 項の検証をさせ 必要な措置を概禁すること。 2 原子力事業者等は、設計開発アピューに、当該設計開発アピューの対象となっている設計開発の機に関連する部門の代表者及び当該設計開発象となっている設計開発の機に関連する部門の代表者及び当該設計開発 の結果の記象及び当該設計開発 5記録を作成し、これを管理した 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、 第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等 適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って移 なければならない。 3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の ではならない。 の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、

	島根原子力発電所	所2号炉 適合性審査(2021年9月6月	3版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由	
設置許可添付書類十一		別 設工課申請者の承認 設工課申請者の承認 関工部申請者の東とめを主管する箇所の提は、設計を主管する箇 前の長が作成した資料を取りまとめ、原子力発電保安委員会へ付譲し、 着源及び確認を得る。 1. 3. 4 設計における変更 設計を主管する箇所の表は、設計対象の追加又は変更が必要となった 場合、各設計構集のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施 し、影響を受けた良格以降の設計情界を必要に応じ修正する。	4.4 工事に係る品質が期の方法 工事を主管する箇所の長は、具体的な設備の設計の実施及びその結果 を反映した影響を導入するために必要な工事を「4.6 設工認にお ける調整機型の方法 1の管理を創工して実施する。 4.4.1 具体的な機の設計の実施 ((2)計3) 工事を主管する箇所の表は、工事段階において、要求事項に適合する ための具体的な設計 ((2)計3) を実施し、決定した具体的な設備の設計 結果を取りまとめる。	表質者可能性質十一 4.6.4 保給者に対する配置配金 供給ではする整金を学うを創画の長は、供給者の制度保部活動及 び継念な変えて化を対成します。とかの活動が適切で、かつ、確実に 行われていることを確認するために、供給者に対する品質監査を支援す 4.7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理 は適切に処理を行う。 5. 適合性機関が経過報の監控等理 5. 適合性機関が経過報の監控等理 第四十つ。 5. 適合性機関が経過報の監控等理 第四十つ。 5. 適合性機関が経過の配容管理 第四十つ。 5. 適合性機関が発展機の監控等理 第四十つ。 5. 適合性を使用用解をにおいては、施育者において発生した不適合について は通りを観音を使用用解を検討を対象を に対する事業を確します。 5. 適合性を使用用解をにおいては、 5. 適合性を使用の関係は、適合生機関がある。これらを適切 に対しる事業を確しが、当時により、 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	・記載表現の相談	
設置許可太文十	(2) 組織は、設計開発の次の股階のプロセスに確むに当たり、あらかじめ、 当該設計開発の結果に係る情報を表彰する。 (3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するも のとする。 a. 設計開発に係る適別業務等原表事項に適合するものであること。 b. 開造、機器等の使用及び網別業務の支援のために適切な情報を指供 するものであること。 c. 合否判定基準を変ためのであること。 d. 機器等を安全から適正に使用するために不可文な当該機器等の特性 が明確であること。		- 4. 1 開催プロセス 自分版学である場合に係る要求事項 (以下「開発物品等」という。) が、 自分版学での顕著物品等に係る要求事項 (以下「開発物品等要求事項」 3. 3. 設計開発の結果に係る情報 別職は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するもの のとする。 a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。	接置許可文大十一年 1. 調達プロセス 開催時間大 調等の場別大発 (以下「開始動品等」とい。。)が、 自り提定する場合に係る場象中項(以下「開始動品等」とい。。)が、 自り提定するようにする。 2.3 文章の管理 2.3 文章の管理 3.4 電線の管理 3.4 電線の管理 4. 電線の管理 5.4 電線の管理 5.5 大声を作用する。 5.6 電線の管理 5.7 電線の管理 5.8 大声の下のできたのは 5.9 大声のできたのは 5.9 大声のできたのは 5.9 大声のできたのは 6.0 地域を移転・ 第二十年を表示している。 6.0 地域を移転にある。 5.0 地域器等が使用され、 6.0 地域器等が使用を 6.0 地域器等が 6.0 地域		
品管規則	はならない。 2 所より本業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、 あらかにめ、当該部計開発の様果に係る情報を未認したければならない。 3 所より事業者等は、設計開発の構築に係る情報を、次に掲げる事項に 適合するものとしばければならない。 - 設計開発に係る翻算業務等要求事項に適合するものであること。 二 調准、機器等の使用及び観別業務の実施のために適切な情報を提供す さものであること。 三 合否制定集準を含むものであること。 同 機器等を全むかつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が 明確であること。	業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、 当かることができるようにするとともに、当該変更に よれを増加したければならない。 、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、着 総合行い、変更を承認したければならない。 ・ 前のが確定されて、設計開発の変更が原子力権 省(当該所子方施設を構成する材料を入び落品に及ぼす を行うばおればならない。 、第二項の権差、検証及び妥当仕締認の結果の記録 ・ 第二元の権差、検証及び妥当仕締認の結果の記録 ・ 第二元の権差、検証及び妥当仕締認の結果の記録 ・ 第二元の権差、検証及び妥当仕締認の結果の記録 ・ 第二元を指数に係る記録を作成し、これを管理しなけ	**1412のよう。 (周囲プロセン) が、自ら規定する物品又は役役(以下「顕進物品 等」という。) が、自ら規定する調達物品等に係る要求年度(以下「顕進 物品等数字等項」という。)に適合するようにしなければならない。 (成計解をの様界に係る情報) 第二十七条 原子力事業権等は、設計解塞の結果に係る情報を に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなけれ ばならない。	展子力量度の保険のための業務に係る 高質管理に必要な体制の基準に関する規則 第三十四本入 第三十四本人 第三十四本人 第三十四本人 第三十四本人 (本語の管理) (文語の管理) 第七条 原子力準業を等は、出質マネジメント文書を看理しなければならない。 (ない、)が、1の規則に規定するが同様を選するの 第七条 原子力準等をは、出質マネジメント文書を看理しなければなら (の場かない。)に適合マネジメント文書を看理しなければなら (の場かない。)とかできるおうとがない。 第1本版 原子力・ 第1本版 月上 第1本版 月上		

	島根	原子力発電所 2 号炉 適合性審査(2021 年 9 月 6 日版)		女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理
設置許可添付書類十一		4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する部所の長計、要求事項に適合する設備を設置するため 1. 5 使用的事業者を表は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記 機力に仕様及グフロイスのたおりであること、技術基機関に適合していることを確認するため、使用的事業者を表を到一、工事等地面所 在からの強立性を確保した修在機関のもと、実施する。 2. 4. 5. 1 使用的事業者後差での確認す項 は、対象には模皮プフロイスのとおりであること、技術基機関に適合していることを確認するとの。 (1) 実設備の仕様及プロイスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について体産を表施する。 (2) 血質マネジタントンステムに係る検査 (3) 血質マネジタントンステムに係る検査 (4) 5. 2 使用的事業者後差を計画 (5) 血質マネジタントンステムに係る検査 4. 5. 2 使用的事業者後差の可能は対象を設備が、認可された設工認に記 2. 5. 2 使用的事業者を発生の計画 業者としていることを確認するため、使用的事業者を主命中である。 4. 5. 3 検査相向管理 を表を担当する所の及れ、適合性確認が発展が構成に行われることを管理 を表に配係のプロセスのとおりであること、技術基準規則に 適合していることを確認するため、使用前事業者検索を計画する。 4. 5. 3 検査相向管理 を表に係るプロセスのとおりであること、技術基準規則に 適合していることを確認するため、使用前事業者を主命する を表に係るプロセスの見りまとある主管する施所の長は、使用前事業 者核差の実施助期及び使用前事業者核差式が確実に行われることを管理 する。 4. 4 # # # # # # # # # # # # # # # # #	、 田		
設置許引不又十一一号	b. 調連、機器等の使用及び契別等務の実施のために適切な情報を提供 するものであること。 c. 合否対応基準を含むものであること。 d. 機器等を安全かつ適正に使用でるために不可欠な当該機器等の特性 が明確であること。	8. 2. 4 機器等の検査等 (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、側別業 特計画に除って、観別業務の実施に落了サビンの適切及段階におい て、使用的事業者検査等のは自主権重等を実施する 前間に属する要員と部門を取ける更良とすの対象となる機器等を所管する 前門に属する要員と部門を取ける要員とすることやの他の方法によ が、使用的事業者検査等の単立性及び信頼性が損なわれないことをい 5.) を確保する。	7. 4 顕後 7. 4. 1 顕進プロセス (1) 組織に 顕金子でもの又は役務(以下「顕確物品等」という。)が、 自ら規定する調産物品等に係る要求事項(以下「顕確物品等要求事項」。		
品管規則	 一般計開発に係る搬別業務等要求事項に適合するものであること。 二個後、機器等の使用及び削別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 三 合否判定基準を含むものであること。 同 極器等を安全かつ適正に使用するために下可欠な当該機器等の幹性が 明確であること。 		(開催プロセス) 第三十四条 原子力等業者等は、顕著する物品又は役害 (以下「顕進物品 等」という。)が、自ら規定する開発物品等に係る要求事項(以下「顕微 物品等要求事項」という。)に適合するようにしなければならない。		

島根原子力発電	所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理は
	海療理はよりを験俗を実施する。 (1) 世報者の作品 国産金主管する関形の長は、業務の内容に応じ、品質管理に関する事 国産を主管する関形の長は、業務の内容に応じ、品質管理に関する事 が「基づく調達数字事項を含めた仕様毒を作むし、「結者の業務実施状 和されるよう顕微型が導入されるまでの間、製品に応じた必要な管理 品されるよう顕微型の特別、当社が仕様毒で要求した製品が確実に前 品を主管する原形の長は、選性数型の検証を行う。 (3) 関連数品の移証 関連を主管する原形の長は、選達数品が環路要求事項を選たしている ことを確実にするために顕達数品の検証を行う。 たお、供給者でも能にのを提出する場合。あらかしむ仕様春で検証の要 がおいまれてものよりリースの方法を明確にした上で、検証を行う。		
政政所中4大人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
面容規則 品質提供 及び調整物品等に適用される報告の方式の 及び調整物品等に適用される報告の方式の程度に応じて、調整物品等のは計点ならな した。この場合において、一般選集用工業品については、調整物品等の特殊 看等から必要な情報を入手し当該一般混集用工業品の調整物品等要求等 項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めな ければなるない。 また力等業者等は、調達物品等要求率項に終い、調整物品等を供給す る能力を供給して、翻塗物品等要求率項に終い、調整物品等を供給す の能力を供給して、翻塗物品等の供給者を評価し、適定したければならな、 い。	(國遊的品等要求年的) 第三十五条 原子力度報音等は、調造物品等に関する情報に、次に掲げる (国産物品等の原格者のも3。 該当するものを含めたければららない。 - 国産物品等の原格者の場合の第のプロインスで設定部に有る要求事項 三 国産物品等の原格者の異白の方面に係る要求事項 三 国産物品等の原格者の異白の方面に係る要求事項 正 国産物品等の原格者の異白の方面に係る要求事項 本 項		

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

実用発電用原子炉の設置,運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版) 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス 差異理由 4.6.4 社外監査 供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及 り、物験を完全文化を有低し維持するための活動が適切で、かつ、確実に 行われていることを確認するために、社外監査を実施する。 4.7 その後の設計、工事等における支持な区域の管理 その他の設計、工事等における支持な区域の管理 その他の設計、工事等における支持な区域の管理 その他の設計、工事等における文書及び国域の管理 その他の設計、工事等における文書及び国域の管理 その他の設計、工事等における文書及び国域の管理 その他の設計、工事等における文書及び国域の管理。 5. 適合性確認対象設備の基設管理 工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備について、技術基準 規則への適合性を使用前等業を資金を当業することにより確認し、適合 性確認対象設備の使用前待においては、施設管理に係る業務プロセス に基々を発電間の手が確認の完全上の重要模に応じた点検計機を推定 に基々を発電することにより、適合性を維持する。 4.8 その後の不適合管理 その後の設計,工本及び試験・検査において発生した不適合につい は適切に処置を行う。 8.3 不適合の管理(1) 組織は、韓別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は顕明業務が実施されることがないよう、当該機器等又は韓別業務を特定し、これを管理する。 (開発プロセス) 第三十四条 原子力素者等は、調造する物品又は投資 (以下「調造物品 (1) 等」という。)が、10-5周2中々上の上心は打ればならない。 (文数の管理) (本数の管理) 4. 第七条 原子力素養者等は、品質マネジメント文書を管理しなければなら ない。 (記録の管理) 第八条 原子力素養者等は、この規則に現近する類別業務等要表すの。(1) 24. (記録の管理) 第八条 原子力業者等は、この規則に現近する類別業務等要表すの。(2) 26. (記録の管理) 26. とした、当該国発を、第3条中で、等別に対象を開することができ、 36. (記録の管理) 26. を発展しなければならない。 36. (記述の管理) 36. (記述の管理)